

移送申立書

第一 申立の趣旨

本件を東京地方裁判所に移送する
との裁判を求めらる。

第二 申立の理由

- 一 原告らは、貴裁判所に管轄が存するとの根拠について、一九九三年二月八日村上申書において、民事訴訟法一五条及び同法五条を理由としてあげるが、以下のとおり右主張には根拠がない。
- 二 民事訴訟法一五条に基づく管轄の存在について
 - 1 原告らの請求の根拠は、多岐にわたり錯綜しているが、結局、訴状五〇頁に記載されているところに尽きるものと思料される。

これによれば

『1(イ) 国は、「道義的国家たるべき義務に基づく責任」があり、国家賠償法の類推により、謝罪・賠償する義務がある

(ロ) 国は、明治憲法二七条により損失補償をする義務がある

(ハ) 国は、謝罪・賠償・補償を行う立法を行う義務を怠ったので、国家賠償法により、謝罪・賠償する義務がある

2 国は、戦後、原告らに対して、謝罪・賠償・補償を行わない不作為及び国の関与・責任を否定する等の作為によって、原告らの人格を傷つけた不法行為により、国家賠償法に基づいて、謝罪・賠償する義務がある』

というものである。

2 しかし、右1(ロ)の立法義務の懈怠・不作為及び2の国の不作為・作為を、不法行為ととらえらるれば、不作為の場所・作為の場所が不法行為地ということになり、結局、国を代表する官庁の所在地、つまり国の普通裁判籍が管轄になる(民事訴訟法四条二

項)というべきである。

また、1(㊟)の損失補償を根拠にする請求については、不法行為を前提とするものではないので、民事訴訟法一五条の適用はないことになる。

そして、本件のように事件後約五〇年も経過した事件について補償等を求める請求は、現行の法の枠を越えた超法規的救済を求める趣旨であって、このような請求に民事訴訟法一五条を適用することは適当でないというべきである。

3 民事訴訟法一五条が不法行為地の裁判所に特別裁判籍を認めた趣旨は、不法行為地の裁判所で審理すれば、その地に証拠資料が存する結果、立証が容易となる上、多くの場合、被害者もその地に居住しているから、審理が迅速に行われ、訴訟費用も小額で済むという事情を配慮したものであるが、本件では、これらの前提を全く欠いている。

すなわち、本件の事実経緯が原告らの主張どおりと仮定しても、下関は単なる上陸地ないし経過地にすぎず、下関には、本件を立証するに資する証拠などは存在しない。

また、原告らは、現在いずれも韓国本土に居住しており、下関出廷のためには、いずれにしろ国境を越えなければならず、地理的に近いからといって、下関が訴訟審理に適した地であるとはいえない。

しかも、担当弁護士も、二名が福岡、四名が東京、二名が大阪と、下関に在住しているわけでもない。

むしろ、本件においては、事件後かなりの年月が経過しているところから、訴訟資料の散逸は免れず、これらの事情の中で、国は、国立国会図書館や各関係機関等の所蔵の公文書を手掛かりに、事実の確認を急いでいるところであって、右観点からは、証拠資料は、むしろこれらの機関の存する土地に存する蓋然性が高いというべきである。

そして、仮に、原告らのような管轄の主張が許されるとすれば、日本国内で転々としたいずれの地でも、訴訟を提起することができることになるが、この結論が不合理であることはいうまでもない。

4 なお、アジア太平洋戦争の犠牲者であるとする韓国人元軍人、軍属及びその遺族と元従軍慰安婦が原告となって、国に対して、謝罪と賠償を請求した事件（東京地方裁判所平成三年初第一七四六一号、通称アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件）は、東京地方裁判所に提訴されており、本件と右事件との間には原告らの主張事実共通部分が多いため、被告国としては、両事件をにらんだ上での統一した認否等が必要とされる状況にある。

5 以上のとおりいずれの観点からみても、本件につき、民事訴訟法一五条によって、貴裁判所に管轄を認めるのは相当でない。

三 民事訴訟法五条に基づく管轄について

1 財産権上の訴えは、義務履行地の裁判所に提起することができる（民事訴訟法五条）。

原告らの主張するような損害賠償請求等の訴えが、財産権上の訴えに当たるかについては、疑問もあるが、これを肯定したとすると、義務の履行地が管轄となり、右履

行地は、民法四八四条により、債権者の「現時の住所」となる。

2 ところが、本件では、原告らは、住所を日本国内に有しないので、原告らが日本国内に「居所」を有するかどうか問題となる（民法二三条）。

しかし、同条の居所とは、生活の本拠とまでは至らないまでも、多少の期間継続して居住する場所をいうとするのが定説であって、渡日した際に宿泊する場所が居所に当たらないことは明らかである。

3 したがって、本件については、民事訴訟法五条によって、貴裁判所に管轄が生じないことは明らかである。

4 したがって、本件の管轄は、民事訴訟法四条二項によって、被告国の普通裁判籍（東京千代田区を管轄する東京地方裁判所）となるというべきである。

よって、被告は、申立の趣旨記載の裁判を求める。

なお、右裁判所に移送された場合、被告においては、東京法務局の訟務部所属の職員が指定代理人として、訴訟を担当することになる。